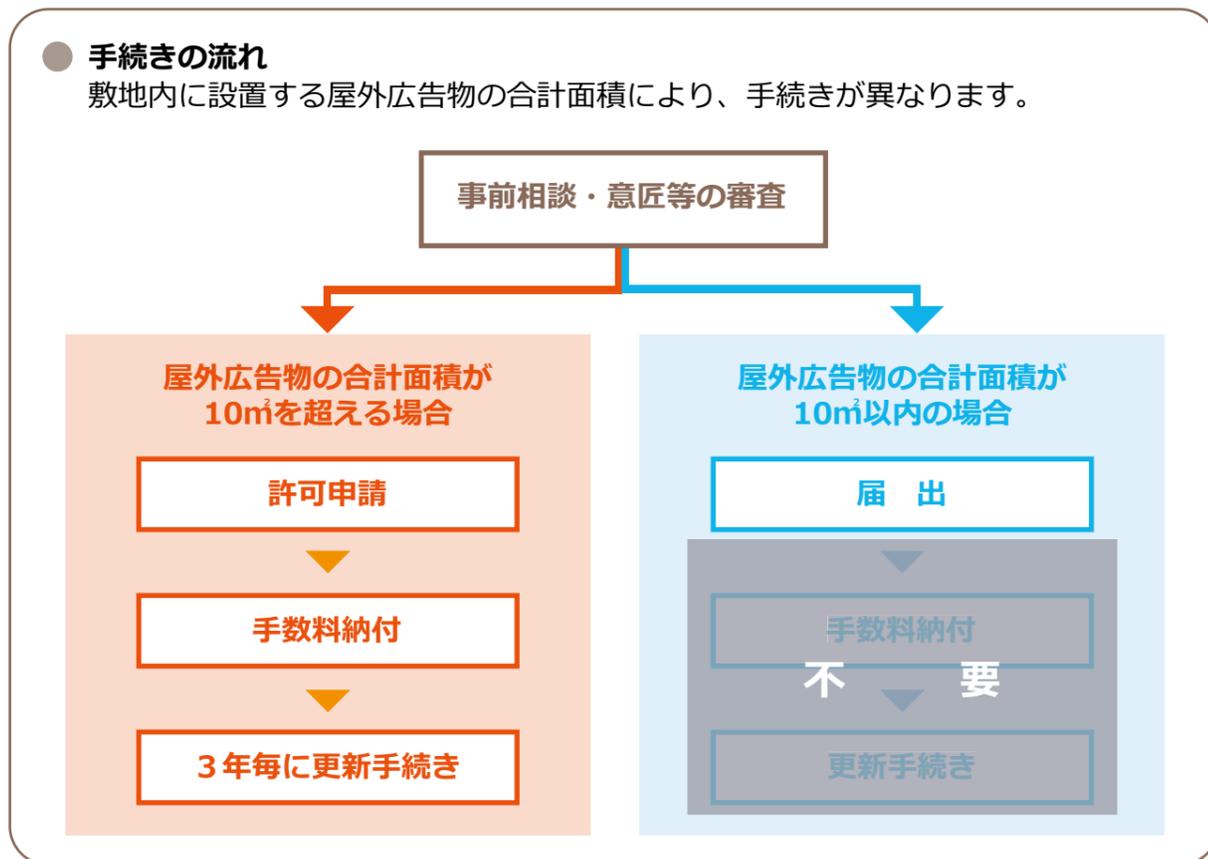


◇ 許可申請・届出について

地区内で屋外広告物を新設、改修する際には、許可申請又は届出が必要です。

● 手続きの流れ

敷地内に設置する屋外広告物の合計面積により、手続きが異なります。



都心軸景観保全型広告整備地区

— 手 引 き —

都心軸沿いでは、多くの人々が行き交う“金沢の顔”として、洗練された魅力ある通り景観が形成されてきました。本市では、この沿線地区を「景観保全型広告整備地区」に指定することで、住民や事業者の皆様、関係機関との協力をさらに深め、優れた通り景観を保全し、魅力を高めていくことを目指します。



◇ 補助制度

基準に適合しない次の屋外広告物を撤去する場合、補助制度を利用することができます。補助制度の利用を希望する方は、必ず事前にご相談ください。

補助対象となる屋外広告物	補助率	限度額
自家広告以外の広告物	撤去費用の50%	25万円
建物側面の壁に設置する壁面広告物		



景観保全型広告整備地区とは

市内でも特に良好な景観を目指す地区を指定し、当該地区の景観特性を踏まえた「基本構想」を定め、対象とする屋外広告物等を限定して、望まれる表示や設置の方法に関する詳細かつ的確な基準を定めるものです（金沢市屋外広告物等に関する条例第10条）。

お問い合わせ

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市 都市整備局 景観政策課
 TEL : 076-220-2364 FAX : 076-224-5046
 MAIL : keikan@city.kanazawa.lg.jp

金 沢 市

◇ 基本方針

1. 基本構想

都心軸沿線では、住民、事業者及び関係機関が協力し、近接する伝統環境との調和を保ちながら、金沢の玄関口にふさわしい景観の形成を図ってきた。

特に屋外広告物等については、良質な建築物や緑化空間と調和するよう配慮がなされてきた結果、洗練された風格と魅力ある近代的な通り景観を形成している。

この優れた通り景観の保全、さらなる魅力向上のために、屋外広告物等の表示及び設置に関する事項を定め、新設、改修等の際には、住民、事業者及び関係機関が相互の協力をより深め、取り組んでいくこととする。

2. 基準

屋外広告物等を新設、改修する際には、従来の許可地域のルール等に加え、次の基準に適合するようにご計画ください。

対象となる屋外広告物等	基準
(1) 自家広告以外の広告物 ・ 矢印付きの案内誘導看板など	・ 風格のある通り景観の保全に配慮し、原則設置しない。
(2) のぼり旗	・ 風格のある通り景観の創出に配慮し、原則設置しない。 ただし、一時的な設置や地域の行事等による設置は除く。
(3) 立看板、置看板	・ 1店舗につき1基までとし、形状の統一や集約化に努めるなど、まちなみと調和のとれた配置及びデザインとする。
(4) 建物側面の壁(※)に設置する壁面広告物	① 建築物と調和のとれた配置とし、洗練されたデザインとなるよう配慮する。 ② 地上から6メートル以上の場所に設置する場合は、ビル名称のみにとどめる。 ③ 落ち着いた通り景観の保全に配慮し、ネオンサインや映像を流すもの(デジタルサイネージなど)は原則設置しない。 ※「建物側面の壁」とは：下記の例では赤く着色した面の壁を指します。 
(5) 管理上必要な広告物 ・ 月極駐車場 ・ 満車/空車の表示 ・ テナント募集 など	① 表示内容は次に挙げるような必要最小限のものとし、情報量の整理・序列化をすることで、すっきりとした伝わりやすい表示とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">施設名、管理者名・連絡先、用途、使用約款、駐車料金、管理状況、迷惑行為に係る注意事項、安全管理上必要な事項</div> ② 風格のある通り景観の創出に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で統一されている建物の壁と調和した色彩とする。 ③ 電光表示とする場合は、落ち着いた通り景観の保全に配慮し、必要最小限の大きさとする。また、遮光シート、フィルムを用いるなど不快なまぶしさとならないよう配慮する。
(6) 工事現場の養生シート、仮囲いに設置する広告物	・ 風格のある通り景観の保全に配慮し、表示内容は原則として次に挙げるような必要最小限のものとする。 ただし、地域の賑わい創出を目的とするなど公共性が高いものは除く。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">完成後の施設に関する事項、安全管理上必要な事項、仮店舗への案内等営業上必要な事項、工事施工業者名及びロゴマーク</div>
(7) 写真やイラストの使用	・ 風格のある通り景観の創出に配慮し、屋上や壁面に設置する広告物には原則として写真やイラストなどを使用しない。
(8) ビル名称	・ 照明装置を設置するときは過剰な光量とならないよう努めるとともに、光源の色彩や動き等は周囲の環境への影響に配慮する。

◇ 指定地区

